資料５

令和８年11月17日
建設常任委員会資料

議会案件工事の変更における委任専決処分について

議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、当該議決に係る契約金額をその１割を超えない範囲内で変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、専決処分したため、下記のとおり報告します。

記

<table>
<tr><th></th><th>工事名</th><th>契約金額(円)
変更金額(円)
増　　減(円)</th><th>契約の相手方</th><th>前回
議決</th><th>委任専決
年月日</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">県営明石大久保南住宅第３期建築工事</td><td>1,056,000,000
1,100,562,100
44,562,100
(4.2%増)</td><td>姫路市下寺町101番地
平錦・赤鹿特別共同企業体
（代表者）
平錦建設株式会社
代表取締役　勝間　功雄
（構成員）
株式会社赤鹿建設
代表取締役　赤鹿　竜夫</td><td>第370回
第222号
議　　案</td><td>令和８年
10月30日</td></tr>
<tr><td colspan="4">【変更の理由】
・建設工事請負契約書第25条第６項（インフレスライド条項）による変更</td></tr>
</table>